令和９（2027）年度
福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）募集要項

福 岡 市 教 育 委 員 会

令和９（２０２７）年度 福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）の公募を行います。

「本市の求める教員像」
- 向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- 人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- 危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- 協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

１ 募集する名簿登載区分及び職種

下記の職種を募集します。

名簿登載区分	勤務形態と任用期間	職種
臨時的任用職員	常勤で、年度内の任用（半年更新） **（年度を超えての任用はありません。）**	・講師 ・養護助教諭 ・実習助手（家庭） ・外国語会話指導講師（英語・中国語・韓国語）
会計年度任用職員	非常勤で、年度内の任用 **（年度を超えての任用はありません。）**	
育児休業等代替任期付職員（講師・養護助教諭）	常勤で、育児休業等を取得した職員の育児休業等に係る期間**（年度を超えて任用することもあります。最長３年）**	

※任用職員について

臨時的任用職員　地方公務員法第 22 条の3第 1 項、同法第 26 条の6第 7 項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項に基づく任用。

会計年度任用職員　地方公務員法第 22 条の2第1項第1号に基づく任用。

育児休業等代替任期付職員　地方公務員法第 26 条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号に基づく任用。

２ 出願資格

（１）募集する職種の資格

Ａ 希望する職種や教科等の有効な教職員普通免許状を有する者（特別免許状を有する者も含む。）免許取得見込みの方も出願可能です。（任用までに有効な免許状が必要となります。）

※令和４年７月に教育職員免許法が改正され、教員免許更新制が廃止となりました。法改正前に免許状が休眠状態の方や、有効期限を過ぎて失効している方も出願可能です。

Ｂ　外国語（英語・中国語・韓国語）会話指導講師（外国籍の方対象）

日本において、日本人を対象に英語等を指導する経験をもった外国人で、日本人外国語教員の授業の補助、支援等を行うことができる者。日本での経験をもとに、各学校が必要に応じて採用します。任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人
外国語会話指導講師で、非常勤講師としての任用は、教員免許状は不要です。
常勤講師としての任用は、福岡県から授与された特別免許状が必要です。

Ｃ 実習助手（家庭科）を希望する者

各分野（食品、衛生等）で実務経験をもち、その知識や経験を活かし、各学校で家庭科の実習補助、支援が行える者。ただし、全ての学校で募集しているものではありません。（必ずしも、該当する教員免許状は必要ありません。）

（２）次のいずれかに該当する者は、福岡市立学校教職員になることはできません。

【地方公務員法第 16 条（抄）】

○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
○ 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第９条（抄）】

○ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
○ 教育職員免許法第 10 条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者
○ 教育職員免許法第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者
○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律】

○　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号　以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当する者

※上記法律の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

３ 出願手続

●原則、電子申請により出願してください。電子申請ができる環境にない方のみ郵送で出願してください。
●電子申請又は郵送申込のどちらか１つの方法でしか出願できません。

（１）電子申請による出願方法

※出願は、正常に到達したもののみ有効とします。

① 出願方法

出願方法については、福岡市教育委員会ホームページにて確認してください。
出願データ送信後、申請受付メールが届きます。
※送信後、２時間経過しても申請受付メールが届かない場合は、必ず連絡してください。申請受付後、数日後に届出完了メールが届きます。

② 注意事項

○パソコンの機器や環境等により利用できない場合があります。
詳しくは「福岡市　スマート申請」の操作に関するよくある質問のページで確認してください。
※福岡市教育委員会ホームページからもアクセスできます。

○福岡市からの申請受付メールや届出完了メールが、一部 Web メールでは迷惑メールに振り分けられることがありますので、届出完了メールが届かない場合は迷惑メールフォルダを確認してください。
また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は「@mail.graffer.jp」「@city.fukuoka.lg.jp」を拒否しないようお願いします。

○通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。

（２）郵送申込による出願方法

① 提出書類

令和９年度　福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）志願書

② あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）　福岡市教育委員会　教職員第２課

（注）（ア）封筒の表に、「志願関係書類在中」と朱書きしてください。
（イ）封筒の裏に、差出人の住所・氏名を明記してください。

③ 注意事項

福岡市立小学校・中学校・特別支援学校　学校臨時教職員任用候補者選考試験にも志願される方は別途申請を行ってください。

（３）出願に当たっての留意事項

① 出願受付後は、いかなる理由があっても提出書類は返却しません。
② 出願内容に不備（記入漏れ、入力漏れ等）がある場合は、受け付けることができないことがあります。
③ 志願書の記入にあたっては、記入例を参照してください。（電子申請できない方）
④ 出願資格に係る証明ができない場合や、出願内容に虚偽があった場合は、福岡市立高等学校臨時教職員任用候補者名簿の登載が取り消されます。

（４）出願期間

令和８年１０月２８日（水）から随時

（５）留意事項

① 福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）志願書を郵送で提出される方は、この要項の８ページ、９ページを切り取り、両面印刷し、記入したものを提出して下さい。

② **締め切りはありませんが、令和８年 12 月末までの提出順に各市立高等学校へ情報提供を行います。（出願書類不備の者は除く）**

４ 任用候補者名簿への登載から任用まで

① 書類選考により「令和９年度福岡市立高等学校臨時教職員任用候補者名簿」に登載されます。

② 上記名簿登載の有効期間は令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日までです。

③ 上記の名簿登載者の中から、各高等学校が必要に応じて面接選考を行います。

④ 上記名簿登載者は、令和９年４月１日以降、必要に応じて任用されるものであり、欠員状況によっては、任用が遅れることや任用がない場合もあります。

⑤ 講師及び養護助教諭については有効期限を過ぎて免許状が失効されている方も出願は可能ですが、任用までに、免許状授与の手続きを行ってください。

⑥ 健康診断に関する連絡を受けた場合は、連絡内容に沿って速やかに受検してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、妊娠出産等により勤務できない特別な事情がある場合は、任用されないことがあります。

⑦ 任用するにふさわしくない事実があったと判断された場合などは、任用されないことがあります。

５ 「こども性暴力防止法」の留意事項について

（１）本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号、以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

（２）特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしております。

（３）このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

（４）犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称及び、犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないときは、臨時教職員として任用されない場合があります。

＜参照＞　「こども性暴力防止法」（定義）第二条（略）

7　「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の運用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

６勤務条件について（令和９年４月１日）

※任用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。

	臨時的任用職員	会計年度任用職員	育児休業等代替任期付職員（講師・養護助教諭）
就業場所	福岡市立の高等学校		
任用期間	地方公務員法の規定に基づき、６カ月を超えない範囲で任用。 ６カ月を超えない期間で更新可。（４月１日から翌年３月 31 日を超えない期間）	１会計年度（４月１日から翌年３月 31 日）以内の範囲	育児休業等を取得した職員の育児休業等に係る期間 （年度を超えて任用することもある。最長３年）
条件付採用	なし ただし、地方公務員法に規定する服務の各規定に違反があったと判断された場合、任用を取り消すことがあります。	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、任用後１カ月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、任用後１年（養護助教諭においては６月間）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。
勤務日	週５日勤務（月曜日から金曜日）（週 38 時間 45 分）	任用事由によって異なる （週 1.5 時間～週 24 時間）	週５日勤務（月曜日から金曜日）（週 38 時間 45 分）
休日	土日、国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年１月３日）	土日、国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年１月３日） その他、任用事由によっては勤務を要しない日がある。	土日、国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年１月３日）
勤務時間 休憩時間	１日７時間 45 分 休憩時間：45 分	任用事由によって異なる 休憩時間：なし～45 分	１日７時間 45 分 休憩時間：45 分
時間外勤務	時間外勤務を命じることがあります。		

	臨時的任用職員	会計年度任用職員	育児休業等代替任期付職員 （講師・養護助教諭）
給与	【講師・養護助教諭】 約 302,000 円～（大学卒） 約 283,000 円～（短大卒） ※地域手当等を含む額	【講師・養護助教諭】 時間額（１コマ【1.5 時間勤務】あたり） 約 3,190 円 ～3,300 円 ※地域手当相当報酬を含む額	【講師・養護助教諭】 約 302,000 円～（大学卒） 約 283,000 円～（短大卒） ※地域手当等を含む額 ※昇給あり
諸手当 **※支給条件あり**	地域手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当※1、退職手当※2、通勤手当※3等	地域手当、期末・勤勉手当※1、費用弁償（通勤手当）※3等	地域手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当※1、退職手当※2、通勤手当※3等
休暇等	年次有給休暇（１年度に最大 20 日（任用期間による））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇等	年次有給休暇（１年度に最大 20 日（任用期間による））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇等	年次有給休暇（１年度に最大 20 日（任用期間による））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険※4の適用があります。（任用期間等によって異なる。）		
公務災害	地方公務員災害補償制度又は労働者災害補償保険制度に基づき補償する。		
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など） ※臨時的任用職員及び任期付職員は、営利企業等への従事等の制限も適用されます。		

※1 年２回（６月、12 月）在職期間に応じて支給。週の勤務時間が 15 時間 30 分以上の教職員が支給対象となります。

※2 勤続年数が１年以上の場合、退職手当が支給されます。

※3 通勤手当及び費用弁償（通勤手当）は、条例、規則等に基づき支給（月 55,000 円まで（日額制及び時間額制の会計年度任用職員は１日 2,619 円まで））されます。

※4 会計年度任用職員のみ適用

令和9年度　福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）志願書

※この志願書の提出により、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業等代替任期付職員の候補者名簿に登載されます。
※温度変化や摩擦熱によって文字の消えるペンは使用しないでください。
※裏面最後の内容を確認、同意、了承の上、自筆にて署名をお願いします。

希望する職種	☐ 講師　☐ 養護助教諭　☐外国語会話指導講師　☐ 実習助手	写真欄 （縦4cm × 横3cm） 1. 記入日前6カ月以内 に撮影したもの 2. 上半身、正面向
その他勤務可能な職種	☐ 講師（小学校）☐講師（中学校）☐講師（特別支援学校：中学部・高等部） ☐養護助教諭	
勤務形態希望順位	常勤（　　）　非常勤（　　）　☐ どちらでもよい	
フリガナ	性別	
氏　名	☐ 男 ☐ 女 ☐ 指定しない	
生年月日・年齢	昭和 平成　　年　　月　　日	※令和9年4月1日現在（満　　歳）
連絡先電話番号	（　　）　　－	メールアドレス
現住所	（〒　　－　　）	通勤方法（複数選択可） ☐ 公共交通機関 ☐ 自家用車 ☐ その他（　　）
職員番号	＊福岡市立学校に勤務されていた方のみ。わからない場合は記入不要	

学歴	在学期間	学　歴　（学校名・学部・学科・専攻）
	年　月 ～　年　月	高等学校　科　卒業
	年　月 ～　年　月	中退 ・ 修了 卒業 ・ 卒業見込
	年　月 ～　年　月	中退 ・ 修了 卒業 ・ 卒業見込

所有免許状 ※取得見込みも含め、すべて記載。（同一校種の下位のものは記載不要）	種　類	教　科	授与年月日	種　類	教　科	授与年月日

教員免許状の有効性確認	☐ 新免許状保有者（有 効 期 間：　　年　月　日） ☐ 旧免許状保有者（修了確認期限：　　年　月　日） ☐ 免許更新制対象でない（昭和30年4月1日以前に生まれた人）	上記以外の資格免許
臨時免許状の有無	無　・種類（　　）有効期限（　　年　月　日）	
担任経験	校務分掌経験	
指導（授業）できる科目、学科、他教科の指導について	指導可能な科目・学科を記入してください。地歴・公民、理科、工業については指導可能な科目を記入してください。【記載例、日本史、生物、機械、電子等】	小・中・特支からの連絡がある場合、勤務を希望しますか。 希望 有 ・ 無
勤務開始希望月	☐　年度当初（令和9年4月から）　☐　その他（令和9年　月から）	

福岡市立学校及び福岡市教育委員会勤務の親族	学校名または所属名	職名	氏　名	続柄

勤務校希望（複数回答可）	☐福翔　☐博多工業　☐福岡共創　☐福岡西陵　☐いずれも可

※　ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、臨時教職員等の任用に係る目的以外には使用しません。　（裏面に続く）

職歴　※直近6か所の履歴を、新しいものが上に来るように記入のこと　（就学時のアルバイトは記入しない）

勤務した期間	勤務先	職種	勤務形態	※教諭・講師の勤務期間のみ記入 学年・校務分掌等・非常勤の場合は授業コマ数を記入
年　月 ～　年　月			常勤 ・ 非常勤 正規 ・ 非正規	
年　月 ～　年　月			常勤 ・ 非常勤 正規 ・ 非正規	
年　月 ～　年　月			常勤 ・ 非常勤 正規 ・ 非正規	
年　月 ～　年　月			常勤 ・ 非常勤 正規 ・ 非正規	
年　月 ～　年　月			常勤 ・ 非常勤 正規 ・ 非正規	
年　月 ～　年　月			常勤 ・ 非常勤 正規 ・ 非正規	

表彰歴（教職にかかわるものに限る）、懲罰・処分歴		
あり ・ なし	ありの場合、時期及び内容	
	年　月	

メインで部活動指導が可能な部活動等　（常勤講師を希望する方のみ記載）	左記以外に指導可能な部活動

【福岡市の臨時教職員を志願した動機・自己PR（得意分野や強み、またその活用方法）を具体的に記入】

【その他特記事項・配慮事項等】

※大学等卒業見込み・就労前の方のみ記入【卒業論文・研究テーマなど取り組んでいること。学生時代のアルバイトやボランティア等の経験を箇条書きで記入】

福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）志願書（電子申請を含む）は真実かつ正確であり、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条並びに学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律第2条第8項の欠格条項に該当しないことを誓います。
福岡市立高等学校へ任用についての情報を提供することに同意します。また、虚偽の記入があった場合は、令和9年度福岡市立高等学校臨時教職員任用候補者名簿から削除されることについて了承します。

年　　月　　日

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

キリトリセン

記入例

令和9年度　福岡市立高等学校臨時教職員(講師等)志願書

※この志願書の提出により、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業等代替任期付職員の候補者名簿に登載されます。
※温度変化や摩擦熱によって文字の消えるペンは使用しないでください。
※裏面最後の内容を確認、同意、了承の上、自筆にて署名をお願いします。

希望する職種	☑講師 ☐養護助教諭 ☐外国語会話指導講師 ☐実習助手	写真欄 (縦4cm × 横3cm) 1. 記入日前6カ月以内に撮影したもの 2. 上半身、正面向
その他勤務可能な職種	☐講師(小学校) ☑講師(中学校) ☐講師(特別支援学校:中学部・高等部) ☐養護助教諭	
勤務形態希望順位	常勤(1) 非常勤(2) ☐どちらでもよい	
フリガナ	テンジン ハナコ	性別 ☐男 ☑女 ☐指定しない
氏名	天神 花子	
生年月日・年齢	(昭和・平成) 8年9月1日	※令和9年4月1日現在(満 30 歳)
連絡先電話番号	090) 1234 −5678	メールアドレス kameo@yahoo.co.jp
現住所	(〒 810 −8621) 福岡市中央区天神1−8−1	通勤方法(複数選択可) ☐公共交通機関 ☑自家用車 ☐その他()
職員番号	23G0011 ＊福岡市立学校に勤務されていた方のみ。わからない場合は記入不要	

学歴

在学期間	学歴(学校名・学部・学科・専攻)	
平成24年4月 ～ 平成27年3月	福岡市立薬院 高等学校 普通 科	(卒業)
平成27年4月 ～ 平成31年3月	六本松大学 人文学部 英語英文学科	中退・修了 (卒業)・卒業見込
年 月 ～ 年 月		中退・修了 卒業・卒業見込

所有免許状
※取得見込みも含め、すべて記載。(同一校種の下位のものは記載不要)

種類	教科	授与年月日	種類	教科	授与年月日
中一種	英語	平成31年3月			
高一種	英語	平成31年3月			

教員免許状の有効性確認
☑新免許状保有者 (有効期間: 2019年9月1日)
☐旧免許状保有者 (修了確認期限: 年 月 日)
☐免許更新制対象でない (昭和30年4月1日以前に生まれた人)

上記以外の資格免許

臨時免許状の有無	(無)・種類() 有効期限(年 月 日)		
担任経験		校務分掌経験	
指導(授業)できる科目、学科、他教科の指導について	指導可能な科目・学科を記入してください。地歴・公民、理科、工業については指導可能な科目を記入してください。【記載例、日本史、生物、機械、電子等】	小・中・特支からの連絡がある場合、勤務を希望しますか。	希望(有)・無
勤務開始希望月	☑年度当初(令和9年4月から) ☐その他(令和9年 月から)		

福岡市立学校及び福岡市教育委員会勤務の親族

学校名または所属名	職名	氏名	続柄
福翔高等学校	教諭	天神 一郎	父

勤務校希望(複数回答可) ☐福翔 ☐博多工業 ☐福岡共創 ☐福岡西陵 ☑いずれも可

※ ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、臨時教職員等の任用に係る目的以外には使用しません。 (裏面に続く)

職歴　※直近6か所の履歴を、新しいものが上に来るように記入のこと （就学時のアルバイトは記入しない）

勤務した期間	勤務先	職種	任用形態	※教諭・講師の勤務期間のみ記入 学年・校務分掌等・非常勤の場合は授業コマ数を記入
R6 年 4月 ～ 現在 年 月	福岡市立●△中学校	講師	(常勤)・非常勤 正規・非正規	中2副担任・生徒会担当・20時間
R3 年 4 月 ～R6 年 3 月	福岡県立△○△高等学校	講師	(常勤)・非常勤 正規・非正規	高1，2年副担任・教務部・18時間
H31 年 4 月 ～ R3年 3月	○△学園高等学校	講師	(常勤)・非常勤 正規・非正規	高1副担任（H31）、高1，2担任（R2,3） 進路指導部　18時間
年 月 ～ 年 月			常勤・非常勤 正規・非正規	
年 月 ～ 年 月			常勤・非常勤 正規・非正規	
年 月 ～ 年 月			常勤・非常勤 正規・非正規	

表彰歴（教職にかかわるものに限る）、懲罰・処分歴		
あり・(なし)	ありの場合、時期及び内容	
	年 月	

メインで部活動指導が可能な競技等 （常勤講師を希望する方のみ記載）	左記以外に指導可能な部活動
吹奏楽	ソフトボール、ダンス

【福岡市の臨時教職員を志願した動機・自己PR（得意分野や強み、またその活用方法）を具体的に記入】

福岡市に在住しており、福岡市立高等学校に父が勤務しており、市立高校の魅力を感じたため、志願しました。
現在は福岡市立中学校で講師をしておりますが、これまで私立、県立の高等学校に勤務し、担任の経験もあります。大学時代にはオーストラリアに語学研修の経験もあり、英語を通して外国の方とのコミュニケーションを楽しめるよう生徒と一緒に学習していきたいですし、進学、就職に向け学力を上げていけるよう頑張ります。
常勤となった場合、部活動指導にも積極的に参加したいです。どうぞよろしくお願いします。

【その他特記事項・配慮事項等】

特段配慮事項はありませんが、父が福翔高校に勤務しております。

※大学等卒業見込み・就労前の方のみ記入【卒業論文・研究テーマなど取り組んでいること。学生時代のアルバイトやボランティア等の経験を箇条書きで記入】

福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）志願書（電子申請を含む）は真実かつ正確であり、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条並びに学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律第2条第8項の欠格条項に該当しないことを誓います。
福岡市立高等学校へ任用についての情報を提供することに同意します。また、虚偽の記入があった場合は、令和9年度福岡市立高等学校臨時教職員任用候補者名簿から削除されることについて了承します。

令和8 年 11 月 10 日

【申込み・問い合わせ先】

〒810-8621 福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市教育委員会　教職員第２課
（福岡市役所 11 階）
TEL 092-711-4617
受付時間：平日午前９時から午後５時まで

【福岡市臨時教職員募集(高等学校)ホームページ】